

# 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

## 1 事業所の概要

業所名	福島市北信東地域包括支援センター
所在地	福島市瀬上町字四斗蒔1-1
電話番号	024-553-1555
ファックス番号	024-554-4581
事業所番号	0700100068
担当地域	北信支所管内のうち瀬上町、宮代、下飯坂、冲高

## 2 事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	業務内容
管理者	保健師	1名		兼務	管理業務
保健師	保健師	1名		兼務	主に介護予防に関する業務。
社会福祉士	社会福祉士	1名		専従	主に総合相談支援、権利擁護事業に関する業務。
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	1名		専従	主に包括的ケアマネジメントに関する業務。
認知症地域支援推進員	社会福祉士	1名		専従	主に認知症支援に関する業務
地域支え合い推進員	保健師 社会福祉士	1名 以上		兼務	主に地域の支え合い体制構築に関する業務、
介護支援専門員	介護支援専門員	1名 以上		兼務	主に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する業務

## 3 サービスの提供時間帯

平日・土曜日	午前8:30～午後5:30
休業日	日曜日、12/31～1/3

## 4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容

### (1) 運営の方針

常に利用者の立場に立ち、利用者が可能な限り、住みなれた居宅において、自立した日常生活を営むことを目的とし、適切に介護予防サービス等が提供されるよう支援いたします。

### (2) 実施方法

- ① 保健師等の専門職員が利用者の自宅を訪問し、利用者及び家族に面接した上で、もっとも適切なサービスの組み合わせについて検討いたします。
- ② 介護予防サービス等の担当で構成するサービス担当者会議の開催又は担当者への照会等により、専門的な意見を取り入れた介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者及び家族の同意を得た上で、利用者及び介護予防サービス事業所等に交付します。
- ③ 介護予防サービス開始後は、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握に努め、利用者及び家族、介護予防サービス事業者等と継続的に連絡調整を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

## 5 利用料金

### (1) 利用料

要支援認定を受けられた方又は基本チェックリスト等の実施により介護予防・日常生活支援総合事業対象者と判断された方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 介護保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき 4,420 円(ただし、サービス提供を開始した月のみ 3,000 円と業務委託をする初回月のみ 3,000 円を加えます。)をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日福島市長寿福祉課の窓口へ提出しますと、全額払い戻しが受けられます。

### (2) 交通費

福島市内にお住まいの方は無料です。

### (3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

### (4) 料金の支払い方法

料金が発生する場合は、月ごとの清算とし、毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、当月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

## 6 サービスの終了について

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合は文書でお申し出くだされば、いつでも解約いたします。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合

は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の地域包括支援センターをご紹介いたします。

### (3) 自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者の要介護認定区分が要介護1以上と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

### (4) その他

利用者や家族等が当事業所や当事業所の担当職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## 7 サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所の利用者の相談・苦情窓口

苦情受付担当者	阿部智子
苦情解決責任者	佐藤広美
電話	024-553-1555
ファックス番号	024-554-4581
受付日	日曜日・12/31～1/3を除く
受付時間	8:30～17:30

### (2) 第三者委員

苦情解決における客観性と社会性を確保し、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、第三者委員を委嘱しています。

### (3) 行政その他の苦情受付機関

機関名	電話	住所
福島県社会福祉協議会運営適正化委員会	523-2943	渡利字七社宮111
福島県国民健康保険団体連合会	523-2700	中町3-7
福島市役所介護保険課 介護給付係	525-6587	五老内町3-1

## 8 事故発生時の対応

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに福島市、家族等にご連絡いたします。

また、事故発生状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

なお、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

## 9 虐待防止

(1) 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(2) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 10 業務継続計画の策定等

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 11 介護サービス利用にあたっての禁止行為について

事業所・職員に対する以下のような各種行為を禁止します。

- (1) パワーハラスメント(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- (2) モラルハラスメント(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- (3) セクシュアルハラスメント(意に添わない性的な言動、好意的態度の要求、必要もなく手や腕、身体をさわる等の性的ないやがらせ行為)
- (4) マタニティハラスメント(妊娠や出産に関する言動で相手を差別や迫害する行為)
- (5) カスタマーハラスメント(利用者、その家族から度を越えた、または悪質なクレームや要求行為)

事業所及び職員が、利用者またはその家族から上記ハラスメント行為を受け、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合、契約を解除させていただくことがあります。

(6) サービス提供中の職員の写真や動画の撮影、録音等をおこなうこと。また、それらを無断でSNS等へ掲載すること。

## 12 業務の委託について

介護予防サービス・支援計画の作成等の業務を、居宅介護支援事業所に委託する場合は、次のような取扱いとなります。

- (1) 委託を受けた事業所(以下「受託事業所」といいます。)は、当事業所と利用者との間で交わした介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約の内容に従い、業務を遂行しますが、介護予防サービス・支援計画の内容及び達成評価の確認等を通じ、適切に業務を遂行できるよう連携を図ります。
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務が適切に遂行されるよう、当事業が福島市や関係機関より入手した利用者の情報は必要な範囲内で受託事業所に提供させていただきます。
- (3) 業務委託が終了する場合または、受託事業所が変更する場合には、あらかじめ、利用者に連絡し、利用に支障のないようにいたします。
- (4) 受託事業所が、都合により業務を遂行できなくなった場合には、当事業所が業務を引き継いで遂行いたします。

### 13 法人の概要

事業所	社会福祉法人すこやか福祉会
代表者名	理事長 佐藤 進也
所在地	福島市冲高字中島14-1
電話番号	024-552-1377
ファックス番号	024-553-3515

#### 事業

1. 老人福祉施設 すこやかの里特別養護老人ホームの設置経営
2. 短期入所施設 すこやかの里ショートステイの設置経営
3. 軽費老人ホーム すこやかの里ケアハウスの設置経営
4. 通所介護事業所 すこやかの里デイサービスセンターの設置経営
5. 認知症対応型通所介護事業所 すこやかの里デイサービスセンター別館ひなたの設置経営
6. 住宅型有料老人ホーム すこやかの里・瀬上の設置経営
7. 小規模多機能型居宅介護事業所 すこやかの里・瀬上の設置経営
8. 居宅介護支援事業所 すこやか指定居宅支援事業所の設置経営
9. 地域包括支援センター 福島市北信東地域包括支援センターの設置経営
10. 通所介護事業所 南沢又デイサービスセンターの設置経営
11. 認知症対応型通所介護事業所 ふれあい・瀬上の設置経営
12. 通所介護事業所 すこやか・ラコパの設置経営
13. 認知症対応型通所介護事業所 すこやか・ラコパ別館あかりの設置経営
14. 居宅訪問介護事業所 すこやかホームヘルプセンターの設置経営
15. その他これに付随する業務

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

住 所 福島市瀬上町字四斗蒔 1-1

名 称 福島市北信東地域包括支援センター

説明者氏名

私は、本書面により、事業者からの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意いたします。

利用者

住 所

氏 名

家族

住 所

氏 名

# 個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用について、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1 使用目的

- (1) 介護予防サービス等を受けるにあたって、担当職員（及び委託を受けた居宅介護支援事業所の介護支援専門員）と介護予防サービス事業所等との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況等を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の他、介護予防サービス等事業所や医療機関等との連絡調整のために必要な場合。

### 2 個人情報を提供する事業所

- (1) 介護予防サービス・支援計画に掲載されている介護予防サービス事業所、市町村、医療機関、民生委員などの関係者等
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託を受けた居宅介護支援事業所

### 3 使用する条件

- (1) 個人情報については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることがないように細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等に経過を記録する。

令和 年 月 日

福島市北信東地域包括支援センター  
管理者 佐藤 広美 様

利用者

住 所  
氏 名

家 族

住 所  
氏 名